

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県上水内郡飯綱町

2 構造改革特別区域の名称

飯綱ワイン・シードル特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県上水内郡飯綱町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

平成 17 年に牟礼村と三水村が合併し飯綱町（以下「本町」という。）が誕生した。

本町は長野県の北部に位置し、東西 13.9km 南北 15.6km、総面積 75.00km²である。

北は信濃町、東は中野市、西南は県都長野市に接し、飯縄山から斑尾山までの丘陵地にある。町の地形はすり鉢状をなし、中心部には鳥居川が流れ、鳥居川に沿うように国道 18 号線、しなの鉄道が走っている。

(2) 気候

標高は 450m から 1,900m まで差があり、過去 3 年間（平成 24～26 年度）の平均気温は 11℃、平均年間降水量は 691 mm、平均年間降雪量は 549 cm となっており、気温の年較差と日較差が激しく、湿度は低く降水量の少ない内陸性気候を呈している。

(3) 人口

本町の総人口は、平成 7 年の 13,292 人をピークに減少しており、平成 27 年では 11,063 人となっている。

一方、世帯数は増加する傾向にあったが、近年では、平成 22 年の 3,788 世帯から、平成 27 年には 3,770 世帯と減少に転じている。また、世帯当たりの人員は 2.9 人と減少傾向にある。

(4) 産業

平成 27 年の国勢調査による就業人口は 6,412 人であり、第 1 次産業 1,550 人（24.2%）、第 2 次産業 1,422 人（22.2%）第 3 次産業 3,301 人（51.5%）である。

本町は昼夜の温度差が大きく日照量も多いことなどから、古くからりんごの栽培が盛んであり、全国のりんご生産量のうち 1% を占めている。また、りんごに限らず、米、桃、レタスなど幅広い種類の農産物を栽培することができる恵まれた自然条件にあり、その中でも農業粗生産の 6 割を果樹生産が占めている。りんご・桃・梨・西洋梨・さくらんぼ・ブルーベリー・プルーン・すもも・プラム・柿・ぶどう・梅などその種類も豊富である。春は色とりどりの果樹の花が咲き、夏から秋にかけて果物がたわわに実り、新鮮でおいしい果物を求めて多くの消費者が直売所などを中心に訪れている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

農業就労人口が急速に減少し遊休農地も年々増加する中、その荒廃に拍車がかかり環境や景観に及ぼす影響も計り知れない状況となっている。これらの解消には若者の新規就農

の増加が欠かせないが、若年層を中心に生食用果物の消費が落ち込むなど農家収入も減少傾向である。若者に農業の魅力を感じてもらうには、やりがいでだけでなく安定した収入をPRしていく必要があり、農作物の多面的な活用の推進による所得向上が急務である。

本町には、ワイン製造を行うワイナリー「株式会社サンクゼール」が1社あるほか、平成29年末には町内3軒の農家で「北信五岳シードルリー株式会社」を設立し、町内で生産された果物を酒に加工する土壌ができつつある。今後は醸造所を立ち上げ、地元農家から集めた「はねだしりんご」を中心にシードルを製造、販売していくなど、農家の収益改善を図る取り組みを実施していく予定である。

特例措置により事業参入のハードルが下がり、地元農家が小規模ワイナリーを設立することや町内外から事業者が参入することが予想され、地域振興と農業生産基盤の安定化を図る。このことにより、本町の課題である新規就農人口減少や遊休農地増加の解消が期待できるため、規制の特例措置を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、りんご栽培を中心に果樹生産には適した土地柄となっている。明治の頃から高坂りんご（古来のりんご種）の花の美しさが町を往来する旅人たちに親しまれ、明治36年からりんごを含む西洋果樹栽培を始め、今日に至るまで絶えることなく栽培が続けられてきた。しかし、少子化や若者の農業に対する意識の変化による後継者不足により、農業従事者の8割が60歳以上といった高齢化が進展し、農地維持が難しくなっており、遊休農地も年々増加している。

特例措置を活用し、本町で生産された農産物を使った果実酒やリキュールを製造することで、農家の経営の安定や担い手確保を図り、子や孫の世代にも安心して引き継ぐことのできる農業の実現を目指すことが今後の農業発展に必要不可欠である。このことは、遊休農地の解消や新規就農者の増加、また、農業経営の幅の拡大に繋がるものである。

このように、構造改革特別区域計画の意義は、極めて大きなものとなっている。

6 構造改革特別区域計画の目標

特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造が小規模な施設でも可能となり、多様な小規模ワイナリーの参入を促進することができる。今まで加工用として安い単価で出荷あるいは廃棄していた果物を、特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造に使用し単価を上げることで農業経営の安定化と販路拡大を図る。また、今までは生食用果物の販売シーズンに集中していた観光客を、農家民宿・レストランでの果実酒の提供やワイナリー見学・試飲を実施することで年間を通じて呼び込むことが可能となる。

農家民宿等を営む農業者による加工産業への参入や、加工業者の参入により生食に適さないりんごの活用の幅が広がるため、りんご等果樹栽培面積の拡大を図り、遊休農地や耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、農家所得向上による安定的な農業経営等を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業の実施により、農家民宿・レストランでの果実酒の提供や、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの提供・販売が拡大することで、農業やワイン産業の担い手の育成、確保だけでなく、農業者の所得向上、地域特産物の消費・利用の拡大、雇用・就農

機会の創出、交流人口の増加等、ワイン関連産業のみならず地域全体の活性化につながる
ことが期待される。

また、北信五岳シードルリー株式会社の代表は、平成15年4月に東京都内で「日本シードルマスター協会」を設立し、全国各地でイベント「シードルコレクション」を開くなど、本町の実家で委託醸造したシードルも含めて幅広く紹介し、シードルファンを着実に増やしている実績があるため、区域内だけではなく県内外にも本町の取り組みを広めることが可能である。

【特定農業者による特定酒類の製造事業に関する目標】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定酒類製造事業者数	-	1 件	3 件
特定酒類製造数量	-	2 kl	3 kl

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特産酒類製造事業者数	-	2 件	4 件
特産果実酒製造数量	-	4 kl	6 kl
特産リキュール製造数量	-	0 kl	1 kl

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

709（710，711）特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) イベント、郷土芸能との連携

りんごの里まつり・文化祭等における販売や賞品としての提供など、町内外から集客が見込めるイベント等で広く活用し、町特産物としての認知度を広める。また、日本シードルマスター協会と連携し、シードルコレクションに出品するなどして全国に周知する。

(2) PR活動の推進

ホームページやSNSを活用したPR、マスコミ等への情報提供を積極的に行うとともに、視察受け入れ時や出張などの手土産として、あるいはお中元などの贈答品としての定着を図ることで全国各地へのPRを推進する。

(3) 農業者の支援

本町は、果実酒の製造者に対し、町内で生産された規格外のりんごの積極的な購入・活用を勧めるなどして、農業者の経営安定化を支援する。また、本町と北信五岳シードルリー株式会社を中心となりシードル関係の協議会を立ち上げることで農業者の新規参入の支援をする。

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県上水内郡飯綱町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された農産物（りんご・桃・梨・西洋梨・さくらんぼ・ブルーベリー・プルーン・すもも・プラム・柿・ぶどう・梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県上水内郡飯綱町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（りんご・桃・梨・西洋梨・さくらんぼ・ブルーベリー・プルーン・すもも・プラム・柿・ぶどう・梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物であるりんご・桃・梨・西洋梨・さくらんぼ・ブルーベリー・プルーン・すもも・プラム・柿・ぶどう・梅（又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合は、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。